

入札公告

下記のとおり庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。

令和7年8月21日

宮崎県知事 河野 俊嗣

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 7号館ほか昇降機点検整備業務委託
- (2) 委託場所 宮崎市旭1丁目3番6号ほか
- (3) 委託期間 令和7年10月1日から令和10年9月30日まで
(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- (4) 委託業務概要 県庁7号館・3号館・4号館、都城総合庁舎
上記建物に係る昇降機設備の点検及び整備に係る業務

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本業務に係る入札に参加する資格は、庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（平成6年宮崎県告示第1058号の3）に基づく令和7年度の入札参加資格の認定を受けている者で、開札日当日において次の要件を満たしていること。

設備維持管理業務の種類	昇降機設備点検整備	等級区分	なし
事業所の所在地に関する事項	宮崎県内に本店又は支店（営業所を含む。）を有していること。		
同種業務の実績に関する事項	平成27年度以降に完了した次の業務（発注者は、国、県、市町村に加え民間事業者等を含むものとする。）を元請として実施した実績があること。 ア 建築物に係る昇降機設備（三菱電機（株）製ロープ式エレベーター）の点検及び整備業務		
配置技術者に関する事項	次の事項をすべて満たす技術者を2名以上配置することができること。 ア 次のいずれかの資格を有する者であること。 ①一級建築士 ②二級建築士 ③昇降機等検査員 イ 入札執行日の前日までに直接的な雇用関係を有する者であること。		
その他の事項	庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札公告共通事項書2に示す事項		

3 契約条項を示す場所及び期間

揭示場所：財産総合管理課庁舎保全担当（宮崎市橘通東2丁目10番1号）
揭示期間：令和7年8月21日から令和7年9月4日まで

4 入札日程等に関する事項

入札手続等	期間・期日等	場 所 ・ 留 意 事 項 等
設計図書等 閲覧及び複 写	令和7年8月21日から 令和7年9月 4日まで	県ホームページで閲覧・ダウンロード可 財産総合管理課で閲覧 [県ホームページ： http://www.pref.miyazaki.lg.jp]
質問の受付	令和7年8月21日から 令和7年8月25日 17：00まで	財産総合管理課へ郵送、持参又は電子メールで送付 [財産総合管理課アドレス： zaisansogokanri@pref.miyazaki.lg.jp]
回答の閲覧	令和7年8月21日から 令和7年9月 4日まで	県ホームページに掲示 及び財産総合管理課で閲覧 [県ホームページ： http://www.pref.miyazaki.lg.jp]
入 札 書 受 付 期 間	令和7年8月28日 8：30から 令和7年9月 4日 17：00まで	財産総合管理課へ郵送（書留郵便に限る）又は持参 [財産総合管理課： （〒880-8501）宮崎市橋通東 2丁目10番 1号] ※郵送による場合は、提出期限内に必着のこと。
開 札 日 時	令和7年9月 5日 10：45	開札室 : 附属棟(3F) 305号室 立会者控室：附属棟(3F) 306号室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
入 札 結 果 の 公 表	令和7年10月上旬から 令和9年3月31日まで	県ホームページに掲示 及び財産総合管理課で閲覧 [県ホームページ： http://www.pref.miyazaki.lg.jp]

（注意）財産総合管理課における受付・閲覧は、宮崎県の休日を含め定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時00分まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

5 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

6 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 1) 虚偽の申請を行った者のした入札
- 2) 入札参加資格のない者（入札参加資格の確認時に入札参加資格を有していたものの、契約の日までに、指名停止等により入札参加資格を失った者を含む。）のした入札
- 3) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- 4) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- 5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- 6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- 7) 入札条件に違反した入札
- 8) 連合その他不正行為があった入札
- 9) 入札公告等の規程に違反した者のした入札

7 その他の事項

- 1) 庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札公告共通事項書に示すとおりとする。
- 2) 再度入札の回数は、1回とする。なお、次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することはできない。
 - ・初度入札に参加しなかった者
 - ・初度入札に参加したが入札をしなかった者
 - ・連合その他不正な行為があった入札をした者
- 3) 本件業務の委託契約は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、特約条項において、「翌年度以降予算が減額又は削除された場合に、県が契約を解除できる」旨の特約事項を規定するものとする。
- 4) 予定価格の範囲以内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低価格の入札を行った者（落札候補者）で、必要な資格に関する事項を満たした者を落札者とする。